

収穫調査委託仕様書

I 一般事項

1 適用範囲

- (1) この仕様書は、森林管理局、森林管理署及び森林管理署支署の実施する収穫調査委託事業に適用する。
- (2) この仕様書は、収穫調査委託事業に関する一般事項を示すものであり、特殊なものについては別に定める特記仕様書によるものとする。
- (3) 仕様書等に関して疑義が生じた場合は、監督職員の指示によるものとする。

2 指示、承認等

指示、承認、協議とは次の定義による。

- (1) 「指示」とは、発注者（以下「甲」という。）の発議により監督職員が受託者（以下「乙」という。）に対し、監督職員の掌握事務に関する方針、基準及び計画等を示して実施させることをいう。
- (2) 「承認」とは、乙が監督職員を経由して甲の承認を得ることをいう。
- (3) 「協議」とは、甲と乙が対等の立場で合議することをいう。

3 調査計画表

- (1) 契約約款（以下「約款」という。）第2条に基づき提出する調査計画表は、別紙様式1-(2)「調査計画表」によるものとする。
- (2) 提出された調査計画表について、その内容が不相当と認められるものがあるときは、甲の指示に従い修正しなければならない。
- (3) 甲が承認したときは、遅滞なく書面をもって乙に通知するものとする。

4 極印の取扱

- (1) 約款第7条に基づき提出する極印管理責任者及び極印を使用させようとする者の通知は、別紙様式「極印管理責任者及び使用者届」によることとする。
- (2) 約款第9条1項に基づく極印の引き渡しは、甲が決めた番号の極印を甲の指示した時期、場所において、極印管理責任者に引き渡すこととし、乙は引き渡しを受けると同時に別紙様式「貸与極印借用書」を甲に提出することとする。
- (3) 極印の貸与期間は、調査期間とする。
- (4) 約款第9条6項により極印が不要となったときは、監督職員の検査を受け極印管理責任者が自ら甲が指示した時期及び場所において、別紙様式「貸与極印返納届」を添

えて返納することとする。

- (5) 約款第9条4項に基づく使用簿は、調査終了後、調査完了届に添付し提出することとする。

5 委託代金の確定及び部分支払

(1) 確定払

本委託業務は概算契約であることから、その精算が必要であり、約款第15条に規定する委託代金の確定は次のとおり行うものとする。

$(\text{税抜契約金額} / \text{契約数量(面積)}) \times \text{確定数量(面積)} = \text{税抜額}$ (円未満の端数は切り捨て)
 $\text{税抜額} \times (1 + \text{消費税率}) = \text{確定金額}$ (円未満の端数は切り捨て)

(2) 部分払

約款第16条に規定する部分払の委託代金相当額算定は次のとおり行うものとする。

① 既済部分に対する部分払

検査合格数量に対する部分払とし、その委託代金算定は次による。

$(\text{税抜契約金額} / \text{契約数量(面積)}) \times \text{部分確定数量(面積)} = \text{税抜額}$
(円未満の端数は切り捨て)

$\text{税抜額} \times (1 + \text{消費税率}) \times (90 / 100) = \text{部分払確定金額}$ (円未満の端数は切り捨て)

② 完済部分に対する部分払

既済部分で部分払をした場合の純調査費単価は以降調査完了までの単価とする。

なお、約款第16条2項の規定による場合は、委託代金相当額を支払うことが出来ることとし10/10を乗ずる。

6 現場代理人及び担当技術者等

約款第6条に基づく現場代理人及び担当技術者等の通知は、別紙様式「現場代理人及び担当技術者等届」によることとする。

7 支給材料及び貸与品

- (1) 約款第8条に基づく支給材料及び貸与品（以下「支給材料等」という。）の明細及び使用期間等は別紙様式「支給材料（貸与品）明細書」のとおりとする。
- (2) 支給材料等の引き渡しは、甲の指示した時期及び場所において行うこととする。
- (3) 支給材料の受領書の提出は、別紙様式「支給材料受領書」によることとする。
- (4) 貸与品の借用書の提出は、別紙様式「貸与品借用書」によることとする。

(5) 約款第8条6項により、支給材料等が不要となったときは、支給材料については別紙様式「支給材料返納届」を、貸与品については別紙様式「貸与品返納届」を添えて、甲の指示する時期及び場所において返納することとする。

8 調査が終了したときは、作業現場の片付けを行うこと。監督職員から指示があった場合はそれに従うこととする。

9 仕様書等に明記しない作業で、本作業の実施に必要な諸作業が発生した場合は、原則として乙の負担において行うこととするが、それにより難いときは、甲乙協議してその費用負担割合を決定することとする。

II 調査仕様書

1 調査事項

調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 収穫箇所の位置
- (2) 収穫区域の面積
- (3) 産物の種類及び品質
- (4) 産物の数量
- (5) 産物の評定価格因子に関する事項
- (6) 跡地更新に関する事項
- (7) その他必要な事項

2 概況調査

乙は調査を行う前に、甲及び監督職員と十分調整したうえで、現地を踏査し調査計画をたてることとする。

3 調査結果報告

(1) 乙は、調査終了後速やかに別紙様式「完了届」に別紙様式「調査結果報告書」を添付し、甲に提出することとする。

(2) 調査結果報告書には、第1号表に掲げる書類を添付するものとする。

ただし、特に必要がないと認める書類については、これを省略することができる。

なお、電子野帳等による立木調査を実施した場合は、立木材積に関する野帳（第1号表—9—野帳類(2)～(6)）の各号に該当する内容が確認できるものであれば可とする。

4 産物の区分

産物の区分は、第2号表のとおりとする。

5 計量単位

調査に用いる計量単位は、メートル法を用い、第3号表の基準によるものとする。

6 調査器具

- (1) 調査に用いる機械器具の種類は、第4号表によるものとする。
- (2) 第4号表によるもの以外の機械器具を使用する必要があるときは、乙は監督職員を経由して甲と協議し承認を得ること。
- (3) 乙は、使用前後に器具類を点検、整備し、常に完全なものを使用するよう努めなければならない。

区域の調査

7 周囲測量

甲が別に指示しない限り、調査区域の周囲の測量は実測しなければならない。

8 区域の標示

- (1) 調査区域の境界は、伐開して明瞭にし、さらに官民界の境界木は保存表示し、屈曲部等特に必要と認められる地点には境界線附近にある区域外立木等に、第5号表に基づいて標示をなし、その区域を明らかにしなければならない。ただし、官民界の境界木の保存表示は、監督職員の指示を受けて行うこととする。
- (2) 調査区域の見やすいところに、第5号表に基づいて、調査箇所の標示をするものとする。

9 測点のけい測

周囲測量の測点は、2点以上において境界標又は林小班界標にけい測し、その実測位置を明らかにしなければならない。ただし、境界標又は林小班界標にけい測することが困難な場合は、基本図上確認できる明確な地点にけい測するものとする。

なお、GNSS受信機を用いた現地計測を行う場合には、けい測の代わりに国有林地理情報システム等を活用して実測位置を明らかにし、甲または監督職員の確認を受けることとする。

10 測点の標示等

- (1) 調査区域の各測点は、第5号表に基づき標示するものとする。
- (2) 岩石地、岩流地等で測杭を打ち難いときは、岩礫の畳積その他適当な方法で測点を保有明示し、測点に近い顕著な物件（立木又は岩石）には、測点の所在を示して補標としなければならない。
- (3) 原点及び測杭亡失のおそれのある箇所については、補助杭を設け測点の位置を明らかにしなければならない。
- (4) 誤測、改測等により、界線を修正した場合は旧伐開線を柵等で閉そくし、旧測杭その他の標示を撤去しなければならない。
- (5) 測量野帳の備考欄には上記(2)ないし(4)に関する事項のほか、後日測量線を知るために測量の進行、地勢、測線屈曲の概図、必要な附近の道路、河川等の主要な事項を記入するものとする。

11 実測図等の調製

- (1) 乙は、実測又は空中写真測量終了後、実測図及び位置図を作成しなければならない。
- (2) 実測図の縮尺は、基本図の縮尺を用いる。但し、面積が小さく基本図の縮尺を用いることが困難な場合には、適宜の縮尺を用いることができる。
- (3) 実測図には、けい測線を記入するものとする。
- (4) 実測図には、次の事項を記入するものとする。
 - ア ○○年度収穫予定箇所実測図
 - イ 方位、縮尺
 - ウ 国有林、林小班名
 - エ 5点ごとの測点番号
 - オ 実測面積計算
 - カ 標準地の位置、面積
 - キ その他必要な事項
- (5) 位置図は基本図の縮尺を用いて作成し、次の事項を記入するものとする。
 - ア ○○年度収穫予定箇所位置図
 - イ 方位、縮尺
 - ウ 国有林、林小班名
 - エ 隣接区域の界線等位置的關係
 - オ その他必要な事項

12 閉そく公差

- (1) 周囲測量における閉そく公差は、測定距離の総和の50分の1とする。
- (2) 測量誤差の修正は、図解法又は計算法によるものとし、その過程を実測図又は面積

計算表に明らかにしておくものとする。

- (3) GNS S受信機を用いた現地計測を行う場合には、衛星写真等を活用し実測成果の適否について判断し、甲または監督職員の確認を受けるものとする。

なお、実測成果について著しく不一致と認められる場合には再測量を行うものとする。

13 面積の算定

面積の算定は、実測図と調整のうえ、プランメーターもしくは点格子板を使用し、図解法または座標法によって行うものとする。

立木等の調査

単木の調査

14 調査対象木の基準

調査対象木は、2センチメートル括約により測定した胸高直径が10センチメートル以上のものとする。

15 樹種区分

樹種区分は、第8号表によるものとする。

16 胸高直径

- (1) 立木の胸高直径の測定は、山側一方差し（平地林においては任意方向一方差し）とするが、特に山側一方差しでは正確を期し難い場合は、山側直角二方差し（平地林にあっては、任意方向直角二方差し）とする。
- (2) 測定の位置は、傾斜の上方地際から1.2mとする。
- (3) 輪尺で測定できない大径木又は極端な不整形木については、巻尺を用いて周囲を測定することにより直径を求めることができる。
- (4) 測定位置に枝、節、こぶ、その他著しい凸凹のある立木はその上下の正常な部分で等距離にある直径を測定し、その平均とする。
- (5) 生松脂採取木等、樹皮が剥がれている立木については、剥皮された厚さを加算しなければならない。
- (6) 前項の規定にかかわらず、森林管理局長が認めるところにより、リモートセンシング技術（3Dレーザ、空中写真等により、立木に接触せずに材積、樹高等を計測する技術をいう。以下同じ。）を用いる適宜の方法で胸高直径を求めることができるものとする。

17 樹高

- (1) 樹高は、傾斜の上方地際より梢頭までの全長を毎木測定するものとする。
- (2) 著しく湾曲した立木については、曲がりによってその全長を測定しなければならない。
- (3) 立木の樹高は、測高器等を用いる方法又は目測によるほか、森林管理局長が認めるところにより、リモートセンシング技術を用いる適宜の方法で求めることができるものとする。

18 立木材積の算定

- (1) 立木材積は、甲が定めた立木幹材積表により求めるものとする。
- (2) 立木幹材積表に記載のない立木は、立木幹材積表に記載の公式によって算定するものとする。
- (3) 立木枝条材積は、甲が定めた枝条率（幹材積に対する枝条材積の割合）により算定するものとする。

19 伐倒木等の材積算定

伐倒木及び転倒木の材積は、立木に準じ、胸高部の直径及び全長を測定して算定するものとする。

20 不整形木の材積算定

次の各号に掲げる立木の材積は、当該各号に定める基準によって算定し、算定経過を明らかにしておくものとする。

- (1) 欠頂木の材積…欠頂部の長さを推定し、樹高を測定して算定
- (2) 胸高部以下において分岐し、幹枝の区分の困難な分岐木の材積…各樹幹をそれぞれ独立の立木とみなして算定
- (3) 外部から認めることのできる空洞木の立木材積…空洞部分の材積を控除して算定
- (4) 不整形木で前記各号の基準によることが困難なものの立木材積…適宜の方法により算定

21 根株の材積算定

- (1) 根株の材積は、伐根の断面積に利用部分の高さを乗じて算定するものとする。
- (2) クス及び松類については、甲が別途定める方法によって行うものとする。

22 立木の調査

- (1) 林分の立木調査で毎木調査を行う際は、単木毎に用途を明らかにしておくものとする。
- (2) 一般材又は毎木調査を行う径級基準は第9号表の定めによる。
- (3) 一般材とは、第9号表に定める径級以上で、4mの一般製材原木が採材可能なものを基準とするが、次のものも一般材として区分する。
 - ア 元玉を含めL3.2mの一般製材原木が一玉以上採材可能なもの。
 - イ 元玉を含め、N1.8m、L2.1mの一般製材原木が2玉以上採材可能なもの。
 - ウ その他甲が特に定めたもの。
- (4) 上記(3)以外のは低質材として区分する。
- (5) 立木の調査は、リモートセンシング技術を用いることができる。ただし、森林管理局長が誤差確認を行い、適当と認める方法に限るものとする

23 毎木調査

毎木調査法による調査は、全林の毎木について単木調査を行い、それを集計するものとする。

24 樹高標準木の選定

樹高標準木は、次の方法により選定するものとする。

- (1) 沢より峰にいたる帯状標準地を設け、標準地内の立木を実測し標準木とする。標準地の面積は、第6号表を標準とする。
- (2) 標本抽出調査法によって求めることができる。
- (3) 前記(2)の調査木は、第7号表の標示をなし、明らかにしなければならない。

25 標準地の選定

標準地は、林分の疎密度、樹種混交歩合、径級配置、成長状況を考慮し、全林分を代表すると認められる箇所を選定するものとする。ただし、林相不齊一な林分においては全林分を林相に応じて適宜区分し、当該区分ごとに標準地を選定するものとする。

26 標準地の面積調査

標準地の面積調査は、区域の調査における面積調査に準じて行うものとする。ただし、実測図の縮尺は、1,000分の1とする。

27 検証等

標準地の面積調査の際には、必要に応じて検証線をとるものとする。ただし、林小班界

標等に対するけい測は省略することができる。

28 標準地の標示

標準地の位置は、実測図に図示するほか、現地には標識を設けてその区域を明らかにするものとする。ただし、リモートセンシング技術を用いて調査をする場合は現地に標識を付すことを省略することができる。

29 点在有用樹の調査

標準地調査法を実施するにあたり、調査区域内に点在する有用樹については、標準地調査法による調査から除外して、別途に調査を行うものとする。

極印及び調査木の標示

30 極印の押印

- (1) 極印は、立木については根際に、しかも伐採後極印が伐根に残る位置に、また、根株については根張りに、それぞれ押印することとする。
- (2) 使用する印肉は、黒肉とする。
- (3) 極印の誤押を抹消する場合は、既押印の上に朱肉で極印を押印し抹消する。
極印管理責任者は極印の抹消立木が収穫対象木以外であった場合は、その本数とおおよその位置を、極印使用簿に記録し残しておくこととする。

31 調査木及び保残木の標示

- (1) 間伐木、択伐木及び点在する被害木等散在する調査木には、胸高部をペンキで巻く等明瞭な標示をしなければならない。
なお、調査極印省略による表示は、根張りにナンバーテープを2針止めで貼り付けること。
- (2) 皆伐林分の中にある保残木は、調査木との混同を防止するため、明瞭に標示しなければならない。
- (3) 標示の方法は、第7号表により決定するものとする。
- (4) 変形列状間伐の調査木の標示は下記による。
 - ア 列状選木については、起点と終点に調査木の胸高部に列間選木標示と異なるテープで表示することができる。
 - イ 列状選木が途中で分岐するなどまぎらわしい箇所は、その要所要所の調査立木の胸高部に列間選木標示と異なるテープで標示することができる。
 - ウ 列状選木が特にまぎらわしく、誤伐等のおそれのある箇所及び带状選木については、従来どおり全調査立木の胸高部にテープで標示する。

エ 調査極印省略による標示は、根張りにナンバーテープを2針止めで貼り付けすること。

32 価格評定因子に関する調査

- (1) 調査は、集運材の方法、施設の種類、その他事業費算出に必要な事項について行うものとする。
- (2) その結果により、別紙様式「産物価格評定因子関係調査表」及び「搬出系統図」を作成する。

33 更新に関する調査

跡地更新の調査は、主伐箇所について、別紙様式「更新関係資料」及び「地位指数調査野帳」「平成〇〇年度収穫予定箇所更新計画図」を作成する。

34 その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこととする。

別記

1 記号の表示の省略について

次の各号に掲げるものであって、当該立木の存する林分の区域及び伐採すべき立木に明瞭な標示を付することにより産物の管理上支障がないと認めるものの売払いの場合は、記号の表示は不要である。

- (1) 利用上優位でない林分（立木販売を予定する林分のうち、生産される木材が主に一般材及び低質材であって、売払価格に占める収穫調査の所要経費が森林管理局長の定める割合を上回る林分をいう。）の立木（主伐の場合は、皆伐林分又は皆伐林分に準ずる林分の立木に限る。）
- (2) 価値の低位な立木（主にパルプ、チップ又はバイオマス燃料への利用が想定される低質な立木、薪炭林における立木及び6 齢級以下の初回間伐の対象となる立木をいう。ただし、主伐の場合は、皆伐林分又は皆伐林分に準ずる林分の立木に限る。）
- (3) 除伐木
- (4) 樹液の採取用立木等記号の表示が不相当と認められる立木
- (5) 虫害木、風害木、山火木等被害木で早急に処分を要する立木
- (6) 区域概算売払を行う林分の立木
- (7) リモートセンシング技術を用いて立木配置図を作成する林分の立木

2 間伐林分等の取扱いについて

記号の表示を必要としない立木の調査に当たっては、当該林分の内外立木の要所の立木の胸高部にテープ、ペンキ等により、当該立木の存する林分の区域を明らかにするための表示をするとともに、調査立木の胸高部及び根際にテープ、ペンキ等によって明確に表示する等の措置を講ずるものとする。

列状に間伐を行う人工林の林分にあつては、調査列の起点又は終点のいずれか一方又は両端（列が途中で分岐するなどまぎらわしい場合はその箇所）の立木の胸高部及び根際にテープ、ペンキ等で表示する措置を講ずるものとする。

なお、根際にする表示は、無人航空機により上空から容易に確認できるよう明確にするものとする。

3 保残木の存する皆伐林分の保残木の標示について

皆伐林分に保残木がある場合は保残木（保残区域にあつては当該区域の内縁立木）の胸高部にテープ、ペンキ等により当該保残木を明らかにするための標示をするとともに番号札を貼付するなど、伐採木と混同防止の措置を講じるものとする。

4 皆伐に準ずる伐採方法について

国有林野の管理経営に関する法律施行規則第10条の3第1号の「皆伐に準ずる伐採方法」とは、複層伐作業のうち皆伐作業に準じて行われるものをいう。なお、皆伐に準ずる伐採方法において残存する立木の標示については、保残木と同様に取扱うものとする。

5 その他

調査業務の実施に際して、森林管理局において必要な事項。

付 表

第1号表

調査復命書に添付する書類

書 類 名	書 類 様 式	書 類 番 号	備 考
1 樹材種別一覧表	第4号様式の(1)	1	
2 立木調査野帳	第4号様式の(2)	2	
3 樹高曲線データ	第4号様式の(3)	3	
4 産物価格評定因子関係調査表	第4号様式の(5)のA	4	
5 搬出系統図	第4号様式の(5)のB	5	
6 産物価格評定因子関係計算表	第4号様式の(5)のC	6	
7 更新関係資料	第4号様式の(6)のA	7	
8 更新計画図	第4号様式の(6)のB	8	
9 野 帳 類			
(1) 測量野帳	第3号表の(1)	9	
立木調査野帳表紙	第3号表の(2)		
(2) 毎木調査野帳	第3号表の(2)のA	10	
(3) 樹高曲線法調査野帳	第3号表の(2)のB	11	
(4) 標準地調査野帳	第3号表の(2)のA	12	
〃	第3号表の(2)のB	12	
(5) 間伐調査野帳	第3号表の(2)のC	13	
(6) 樹高標準地調査野帳	第3号表の(2)のD	14	
(7) 搬出関係調査野帳	第3号表の(3)のA	15	
(8) 保存木調査野帳	第3号表の(2)のA	16	
(9) 地位指数調査野帳	第3号表の(3)のC	(7)	
10 添 付 図 面			
(1) 実測図面及び同写	第4号表の(7)	17	
(2) 標準地実測図	第4号表の(7)	18	座標法による場合は不要
(3) 面積計算表		19	座標法による場合
(4) 位置図	第4号表の(7)	20	
(5) 立木位置図		21	被害木など点化する調査木の場合、必要に応じ作成する。
11 そ の 他			必要に応じ作成する。

第2号表

1. 主産物

樹幹、枝条（切花用枝条を除く）、根株、小しば、竹、盆栽用樹木（草本を除く）
門松。

2. 副産物

- (1) 草類、薬草、山菜、つる類
- (2) きのこと類
- (3) 土石、鉱業法の適用を受けない鉱物
- (4) 落枝、落葉、挿穂、樹実、樹皮、ささ（根曲竹を含む）、たけのこ、竹皮、切芝
脂液、五倍子、切花、こけ類、も類、湯花、温泉（鉱泉を含む）、天然生樹苗等

収穫調査の計量単位

区 分		計 量 単 位	有効数字 (括約)	備 考
測 量	方 位 角	度	0.5	1 有効数字以下の端数は4捨5入する。 2 立木の材積は単木材積が単位以下2位に満たない立木については本数を乗じた時点で2位に止め3位を4捨5入する。3位を4捨5入しても単位以下の2位に満たない場合は0.01とする。
	傾 斜 角	度	1	
	距 離	メ ー ト ル	0.1	
	面 積	ヘ ク タ ー ル	0.01	
測 樹	直 径	センチメートル	2	3 末木枝条の材積は、たな、または束によることができる。
	樹 高	メ ー ト ル	1	
	材 積	立方メートル	0.01	
	小 し ば	束(メートルなわしめ)	1	4 転石は、個によることができる。 5 距離の単位は5,000分の1の縮尺で実測図を作成する場合には、1メートル単位とすることができる。
	竹	本または束	1	
	盆栽用樹木	本	1	
	門 松	本または束(メートルなわしめ)	1	
	ささ(根曲竹を含む)	束	1	
	草類、つる類、切花			
	薬草、山菜、きのこ類	キログラム	1	
	たけのこ、樹実、脂液			
	五倍子、湯花			
	切 芝	立方メートル	1	
	天然生樹苗	本	1	
	挿 穂			
	土 石	立方メートル	1	
	鋳業法の適用を受けない 鋳物、落枝、落葉、樹皮 竹皮、こけ類、も類 温泉(鋳泉を含む)		適宜の単位による	

第4号表

収穫調査の機械器具

区 分	機 械 器 具 名
外 業	1 ポケットコンパス、簡易トランシット、GNSS受信機を搭載する測量機器
	2 三脚
	3 ボール
	4 メートルなわ
	5 測距器
	6 輪尺・電子輪尺
	7 巻尺（裏面に直径換算目盛を付したものを含む）
	8 測高器 { <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="638 958 837 990">ワイゼ式、K式 <li data-bbox="638 1025 837 1057">電子樹高測定器 <li data-bbox="638 1093 837 1124">ブルーメライス
	9 測竿
	10 林分樹高断面積測定器
	11 林分樹高測定器
	12 調査番号打入器（ガンタッカー等）
	13 秤
内 業	1 プラニメーター（単式、複式、測微式）
	2 点格子板
	3 キルビメーター
	4 分度器、回転分度盤
	5 縮尺
	6 国有林地理情報システム
	7 パソコン

収穫調査測量の標示

区 域	測 杭
<p>1 各測線は、幅1mの伐開を為す。</p> <p>2 屈曲部分等、特に必要と認められる地点の境界線附近にある区域外立木に。</p> <p>(1) 白ペンキ又は白のビニールテープで標示する。ただし、公売予定物件等買受人の不特定となるものは白ペンキを使用する。</p> <p>(2) 間伐区域の標示にあつたては、調査木の標示と異なる色のテープ、又は白ペンキを使用する。</p> <p>(3) 必要がある場合は、白ペンキ等で「外」と記入する。</p> <p>3 内縁立木の根際に極印を押印する。</p> <p>4 調査区域の見易いところに次の事項を記入した標柱または標板を設置する。</p> <p>(1) 収穫予定年度</p> <p>(2) 国有林、林小班名</p> <p>(3) 調査員</p>	<p>1 測杭は、上部に白ペンキ又は白のビニールテープを付した、長さ0.8m、径6cm以上のものを用いる。</p> <p>2 杭脚は、地中に1/3を埋め込む。</p> <p>3 測杭の側面に次の標示をなす。</p> <p>(1) 周 囲 収 測 ○ 号</p> <p>(2) 保 残 区 域 保 測 ○ 号</p> <p>(3) け い 測 線 け 測 ○ 号</p> <p>(4) 標 準 地 標 測 ○ 号</p> <p>(5) 検 証 線 検 測 ○ 号</p> <p>(6) その他の分測 適宜の標示</p> <p>4 測杭の上部に進行方向に沿って「→」を記入する。</p>

第6号表

標準地面積と樹高標準地面積

天然林及びこれに類する林分

伐採種 区分	皆 伐		間 伐	
	標準地	(2%) 調査区域面積の5%以上 最低限度0.05haとする。		(2%) 調査区域面積又は本数の5%以上 最低限度を面積比例にあつては0.10ha 本数比例にあつては100本とする。
樹高標準地	標準地面積の10%以上 最低限度を0.01ha以上とする。		標準地面積、又は本数の20%以上 最低限度を面積比例にあつては0.02ha、 本数比例にあつては20本とする。	

人工造林地のごとき林相一なる林分

伐採種 区分	皆 伐		間 伐	
	標準地	(2%) 調査区域面積の5%以上 最低限度0.05haとする。		(2%) 調査区域面積又は本数の5%以上 最低限度を面積比例にあつては0.10ha 本数比例にあつては100本とする。 (存置型、本数調整伐など切捨間伐については0.02haを最低限度とする。)
樹高標準地	調査区域面積、又は本数の5%以上 最低限度を0.01ha以上とする。		調査区域面積、又は本数の5%以上 最低限度を面積比例にあつては0.02ha、 本数比例にあつては20本とする。	

- 注) 1 樹高標準地においては、各径級の本数をおおむね20本程度測定できれば可とし、それを下回る場合は3点平均により樹高を算出できる本数を確保できれば可とする。
 なお、この基準による場合、調査精度が確保されないと判断されるときは、必要に応じて拡大すること。
- 2 () は31条第2項及び第6項、並びに第32項第1項の調査であつて標準地調査法による場合の標準地の面積
- 3 第3・4条の調査で標準地調査法による場合の標準地面積は調査区域面積の1%以上
- 4 面積比例を採用する場合、作業道等の控除すべき面積については、目測を行い基本図に挿入し控除すること。
- ※ 上記2、3は昭和61年11月5日付け61熊利第480号「熊本営林局収穫調査規程の一部改正について」による。
- ※ 上記4は平成17年3月25日付け16九版第228号「九州森林管理局収穫調査規程の一部改正について」による。

調査方法、調査木の標示、極印の使用

伐採種	調査方法		調査木の標示			極印の使用
			区域	標準地	樹高標準地標準木	
皆伐	天然林および	毎木調査法	(F)			1 内縁立木の根際に押印する。 2 該当物件の処分対象が複数で物件を明確に区分し標示する必要がある場合は、何れか一方の物件のすべての立木の根際に押印する。 3 隣接地が幼齢木で区域が明らかな場合は省略できる。 4 製品資材及び内部振替資材については使用を省略することができる。
	これに類する林分	標準地その他(標準地内樹高曲線法)		(D)	(A)	
	人工造林地の ごとき林相齊一なる林分	標準地調査法	(E)	(D)	(A)	
			(F)	又は(E) 又は(F)	又は(B)	
		樹高曲線法	(D) 又は(E)		(B) 又は(C)	
標準地その他(標準地内樹高曲線法)	(D) 又は(E)	(D) 又は(E) 又は(F)	(B) 又は(C)			
択伐	毎木調査法		(E) (F)			
間伐	毎木調査法		(E) (F)			1 すべての調査木の根際に押印する。ただし、伐期未満の間伐木にあつては使用を省略できる。 2 製品資材及び内部振替用資材については、皆伐と同じ。
	樹高曲線法		(E) (F) 又は(G)		(B) 又は(C)	
	標準地、その他(標準地内、樹高曲線法)		(E) (F)	(E)	(A)	

第8号表

樹種の名称及びその記載順序

針広別	樹種別	包括される樹種	針広別	樹種別	包括される樹種	
針葉樹	スギ	リュウキュウマツ ゴヨウマツ アマミゴヨウマツ ヤクタネゴヨウ		ミズキ	センノキは除く。 別名センノキ イヌツゲは除く	
	天ノ木			シデ		
	ヒノキ			ケヤキ		
	天ノ木			カツラ		
	サワラ			ホノキ		
	アカマツ			クスノキ		
	クロマツ			タブノキ		
				イヌスギ		
	ヒメコマツ			イサハダ		
				カエデ		
キリシママツ	トチノキ	イヌツゲは除く				
コウヤマキ	シナノキ					
カラマツ	ミヤコダラ					
モミ	ハリギリ					
ツガ	シオジ					
ハリモミ	ツゲ					
カヤ	エンジュ					
イヌマキ	ミズキ					
ナギ	クワ					
イチョウ	ハゼ					
その他針葉樹	センダン	アブラギリ				
	ツバキ					
	モッコク					
	トネリコ					
	チシヤ					
	イイギリ					
	ヤマガキ					
	ヒメシャラ					
	その他広葉樹					
	その他広葉樹					
広葉樹	ブナ	アカガシ シラカシ ウラジロカシ ツクバネカシ	低質材のみ とれる立木 の場合		針葉樹 マツ モミツガ その他針葉樹	
	クナ					
	カシ					
	イチイ			ミズナラ		針葉樹
	アラカシ					
	ハナガシ					
	クヌギ					
	ナラ					
	コナラ					
	コジイ	広葉樹				
シイ						
	マテバシイ					
イタジイ						
サワグルミ						
		「ただし、地域の需要の実態により 必要ある場合は、カシ・クヌギ・ナ ラ等に適宜分類することができる。」				

(注) 上記は集計の順序であるが、刷新システムによる場合は自動的に出力される。

第9号表

一般材又は毎木調査を行う径級基準

針 広 別	樹 種 名	径 級
針 葉 樹	スギ・ヒノキ・サワラ・ヒバ・アスナロ。	12 cm 以上
	マツ・カラマツ・コウヤマキ・カヤ・イチイ・イヌマキ。	10 cm 以上
	その他針葉樹	24 cm 以上
広 葉 樹	カシ・コジイ・サワグルミ・ケヤキ・クワ・ツゲ。	20 cm 以上
	ハゼ・ツバキ・トネリコ。	
	その他の広葉樹	24 cm 以上

- 注) 1 本表は一般材基準表であり、低質材は原則として第19条にあるように径級は10cm以上とする。
- 2 この径級に満たないものであっても、例えば、クワ・エンジュ等の床柱材、又はその他の用材等、流通の実態によって調査径級を決定すること。
- 3 本表に該当するものは、毎木調査（樹高曲線法を含む）によるものとする。

第10号表

搬出期間の標準表

(単位：数量m³、期間月)

人工林（皆伐）		天然林（皆伐）		人工林（間伐）	
数 量	搬出期間	数 量	搬出期間	数 量	搬出期間
100以下	3	200以下	3	100以下	5
300以下	4	300以下	4	200以下	6
500以下	5	500以下	5	300以下	7
700以下	6	700以下	6	500以下	8
1,000以下	7	900以下	7	700以下	9
1,300以下	8	1,100以下	8	900以下	10
1,600以下	9	1,500以下	9	1,100以下	11
1,900以下	10	1,900以下	10	1,400以下	12
2,200以下	10	2,400以下	11	1,401以上	13
2,700以下	11	3,000以下	12		
3,200以下	12	3,001以上	13		
3,201以上	13				

- 注) 1 産物の使用上特に必要があり、かつ管理上、更新上支障が認められない場合は、産物売払規程の限界を越えない範囲で適宜期間を定めることができる。
ただし、その事由は収穫復命書に明記しておくこと。
- 2 自家用、稼用にはこれを適用しない。原則として12箇月以内とする。